

電子入札運用基準

(国土地理院測量業務)

国土地理院

平成15年10月14日 制定
平成16年 5月12日 一部改正
平成17年 2月25日 一部改正
平成29年 1月19日 一部改正
令和 6年 2月 9日 一部改正

目 次

1 紙入札承諾の基準

- (1) 当初から紙入札で参加を認める基準 1
- (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準 1
- (3) 紙入札に移行する場合の取扱い 1

2 案件登録

- (1) 各受付期間等の設定 1
- (2) 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順 2
- (3) 紙入札への切替時の処理 2

3 技術資料

- (1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定 2
- (2) 圧縮方法の指定 2
- (3) 郵送を認める基準 2
- (4) 郵送の方法及び時間設定 3
- (5) ウィルス感染ファイルの取扱い 3

4 開札

- (1) 入札書の提出等 3
- (2) 再入札等の受付期間の設定基準及び開札の時期 3
- (3) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡 3
- (4) 電子くじの周知 4
- (5) 入札参加者側の障害により入札受付締切時間又は開札時間を
延長する場合の基準及び取扱い 4
- (6) 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を
延長する場合の取扱い 5
- (7) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い 5
- (8) 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に
ついての意思確認連絡方法 5

5 公開検証機能における公開基準 5

6 入札参加者の I Cカードの取扱い（代表者の権限の委任等）	
（1）電子入札を利用することができる I Cカードの基準	5
（2）個別案件における委任の取扱い	6
（3）共同企業体における I Cカードの取扱い	6
（4）I Cカードの資格等確認	6
（5）受任者との契約締結等	7
（6）I Cカード不正使用等の取扱い	7
（7）I Cカードの変更	7
様式 1 紙入札方式参加承諾願	8
様式 2 年間委任状	9
様式 3 I Cカード変更承諾申請書	10

1 紙入札承諾の基準

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者（支出負担行為担当官・分任支出負担行為担当官）は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を承諾するものとする。

- ① WTO対象案件において、紙入札を希望する場合
- ② 入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

<やむを得ない事由の例示>

- 一 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合
- 二 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）による手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- 一 システム障害により締切に間に合わない場合
- 二 ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

2 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順

公告日及び公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地・品目分類・入札方式・工種区分・入札時V E有無・落札方式・評価項目名称・工事コンサル区分・内訳書提出有無について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

① 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01)

② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

③ 新規の案件として改めて登録する。

④ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

3 技術資料

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は下記のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	発注者が指定する形式
2	Microsoft Word	発注者が指定する形式
3	Microsoft Excel	発注者が指定する形式
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送を認める基準

技術資料の容量が発注者が指定する容量を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、全ての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として次の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- ① 郵送する旨の表示
- ② 郵送する書類の目録
- ③ 郵送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、郵送された資料を受領した場合には速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された技術資料へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウィルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送等による再提出が行われた場合には、発注者は郵送等された資料の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

4 開札

(1) 入札書の提出等

電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(2) 再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期

再入札書又は見積書（以下4（2）において「再入札書等」という。）の受付時間は、当面30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後、直ちに開札するものとする。

ただし、全ての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合において、全ての再入札書等の提出を確認したときは、直ちに開札することができるものとする。

(3) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

(4) 電子くじの周知

電子入札システムでは、電子くじ機能を備えているので、以下の例を参考に入札説明書等で電子くじについての説明を記載し、入札参加者に周知を図るものとする。

(記載例)

(○) 電子くじについて

電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した 000～999 の数字（以下「電子くじ番号」という。）が必要になるので、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札業者は、紙入札方式参加承諾願（様式 1）に記載するものとする。

(○) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価落札方式における落札となるべき評価値が同値である者（以下「同価格等の入札をした者」という。）が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、下記のとおり行うものとする。

① 同価格等の入札をした者が電子入札による入札参加者のみの場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

② 同価格等の入札をした者が電子入札による入札参加者と紙入札業者が混在する場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札業者が紙入札方式参加承諾願（様式 1）に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

③ 同価格等の入札をした者が紙入札業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

(5) 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ次の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1（2）参照。）

① 天災

② 広域・地域的停電

③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④ その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、

開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

(6) 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子入札システムヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

(7) 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なすものとする。

(8) 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）についての意思確認連絡方法

不落随契に移行する場合の取扱いについて入札説明書等への記載によりあらかじめ入札参加者に次の内容を周知するものとし、また、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

5 公開検証機能における公開基準

公開検証機能については、全ての業者の公開を原則とし、入札の結果登録完了後、直ちに公開対象企業登録を行うものとする。

ただし、指名取消となった入札参加者の情報については、非公開とする。

6 入札参加者のＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以

下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状(様式2)により委任を受けた者(以下「受任者」という。)のICカードに限る。

なお、受任者による電子入札の利用は、下記の基準により年間委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

① 提出の相手方

原則として各発注者(本官・分任官)毎に提出を求めるものとする。

② 提出時期

年間委任状は、最初の入札参加手続前までに提出を求めるものとする。

入札手続途中における提出は認めない。

③ 年間委任状の内容

i) 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていない。

ii) 復代理人

電子入札においては、復代理は認めない。

iii) 委任期間

委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のICカードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに、年間委任状を提出した発注機関に書面による届出を求めるものとする。

④ 提出方法

年間委任状には、受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したものの添付を求めるものとする。

年間委任は、記名された年間委任状(書面)の提出とする。

(2) 個別案件における委任の取扱い

原則として個別案件における委任は認めない。ただし、代表者又は受任者のICカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

(3) 共同企業体におけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、共同企業体の代表会社の代表者(競争参加資格認定通知書に記載されている者)又は当該代表者から6(1)の規定に基づき委任された者のICカードとする。

また、共同企業体の応札にあたっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

(4) ICカードの資格等確認

発注者は、一般競争入札方式、公募型競争入札方式、公募型プロポーザル方式において参加申請

等のあった業者については、当該業者の業者名及び I C カードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認する。

通常指名競争入札方式、標準プロポーザル方式、随意契約において参加申請等のあった業者については、事前に電子メール等で業者が指定した I C カードの企業名、名義人氏名により確認する。

以上の確認は、6（1）に規定する当該業者の代表者又は受任者か否かの確認を行うものとする。確認した結果、入札又は見積の権限を有しないと判断された場合には、発注者は入札参加者に電話等でその旨を通知するものとし、この場合において、入札参加者が以下の方法によらなければ、当該案件への参加を認めないものとする。

- ① 代表者又は代理権限のある名義人の I C カードにより、再度参加申請等を行う。
- ② 代表者又は代理権限のある名義人の I C カードがない場合、紙入札による参加を申請する。

（5）受任者との契約締結等

代表者の I C カードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者の I C カードにより入札を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結することができる。

（6）I C カードの変更

入札参加者は、入札手続の開始以降、使用していた I C カードについて、I C カード発行機関の I C カードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の I C カードに変更しようとするときは、発注者に I C カード変更承諾申請書（様式 3）を提出するものとする。この場合において、I C カード変更承諾申請書には、変更後の I C カードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者は、変更後の I C カードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾するものとする。

（7）I C カード不正使用等の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工作業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- 一 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- 二 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合
- 三 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

様式1

紙入札方式参加承諾願

1. 発注件名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

(※上記案件で使用する電子くじ番号 ***)

令和 年 月 日
住 所
氏 名

(契約担当官等の官職氏名) 殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

_____ 殿

(契約担当官等の官職氏名)

様式2

年間委任状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

発注の業務について次の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項（例）

1. 入札及び見積について
1. 契約締結について
1. ○○○○○○○○○○について

令和 年 月 日

委任者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

（契約担当官等の官職氏名） 殿

様式3

ICカード変更承諾申請書

1. 発注件名

2. 変更後企業ID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子入札システムにより入札に参加することとしていますが、使用しているICカードについて上記の理由により開札までの間に使用できなくなることから、ICカードの変更を承諾されたく申請します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(契約担当官等の官職氏名) 殿

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)